

住民監査請求監査結果

(つくばみらい市区長会補助金の返還請求等に関する件)

つくばみらい市監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成19年3月9日である。

3 請求の内容

- (1) 請求人提出のつくばみらい市職員措置請求書による請求の内容は次のとおりである。

つくばみらい市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

平成18年度、市は区長会に対し、補助金として81万9000円を支出している。市長と市職員、市議会議員を含む区長会の合計40人は、平成18年10月27日～28日視察研修と称して、栃木県鬼怒川温泉ホテルサンシャイン鬼怒川に宿泊し飲食費用として110万円余を費消し、又平成18年8月14日役員会と称して豊体の丸松会館において氏名不詳の市職員と区長会十数人が飲食し9万2千円余を費消した。これらは次の理由からいずれも違法な公金の支出であるから、請求人は監査委員が厳正な調査の上、責任者又は不当利得者に対し不当利得を返還させる等の必要な措置を講ずるよう市長に勧告するよう求める。

1) 研修の目的たる、高根沢町土づくりセンターには復命書によっても僅かに1時間20分しか滞在せず、直後の昼食にビールを34杯飲み、缶チューハイ2ケース、缶ビール2ケース、清酒ワンカップ40本、オロナミンC40本、お茶24本入り4ケース9600円、おつまみ500円×42ヶを車中賄として持参し、日光東照宮を観光した上、宿泊代以外に、コンパニオン、芸者を呼んで25万4535円を費消する等、実態は飲酒旅行であって、つくばみらい市補助金等交付規則の第3条3項の(税金その他の貴重な財源)を(公正かつ効率的に使用)すべしという趣旨に著しく反し、近隣自治体を参照しても、鹿嶋市、つくば市、竜ヶ崎市では使用不可費目に飲食費、食糧費、親睦費等を明記し、石岡市、守谷市、取手市、笠間市では「好ましくない費目」に飲食費、宿泊費、懇親会費等をあげている。市長と現職議員が同席していながらまるで「飲食のみ」の如き公金の費消は、支出削減が求められる市財政に対する感覚の鈍磨、無責任以外の何物でもない。

2) 役員会としての会合の集合時間を午後 4 時に設定し追伸で「役員会終了後懇親会(会場・丸松会館)を予定しているので車での来庁はご遠慮下さい」と注記するなど飲食の為の懇親会が主目的であって、事務方の作成した視察研修先の資料を討議するのに何時間もかかるとは考えられない。然るに討議が長引いた結果、飲食を提供する時間に至ったとの説明で到底市民の常識からは納得できるものではない。丸松会館で懇親会と称して飲食する事は(補助金の公正かつ効率的な)使用とはいえない。更に酒食参加者の氏名、市職員の氏名を実績報告書に記載しないで単に「会議費」とする等秘匿の意図が窺えるのもいかがわしい。

地方自治法施行規則第 15 条に定める別表によって食糧費の用途は本件のような飲食を伴う宴会には私用できない筈であり、補助金も同じ制約を受けるのが当然である。

3) 本請求は平成 18 年の支出に関して監査を請求するものであるが、遡る過去 3 年の

A 平成 15 年度区長会に対する補助金 130 万円の内

平成 15 年 8 月 8 日～9 日山梨県石和温泉の 118 万円余

15 年 4 月 25 日 丸松会館での懇親会費 9 万円余

B 平成 16 年度区長会に対する補助金 123 万円の内

平成 16 年 8 月 1 日～2 日福島県松川浦温泉の 109 万円余

16 年 5 月 31 日 丸松会館での懇親会費 10 万円余

C 平成 17 年度区長会に対する補助金 50 万 5000 円の内

平成 17 年 8 月 3 日 栃木県茂木町(日帰り) 44 万円余

17 年 6 月 20 日 幸の家での懇親会費 10 万円余

18 年 3 月 9 日 根岸屋での懇親会費 6 万円余

(伊奈町負担分)

A B C の費消についても全く同様に、2) で触れた様に、実績報告書に隠蔽、秘匿の形跡がみられ、仮に期限内に開示を求めたとしても一般市民が事実を知り得ない状態を悪意によって維持していたと考えられるので 18 年度と同様の不当利得の審査を要求する。

その理由は報告書に領収書の添付がないにも関わらず何ら検証もせず(ア)『総務課職員は 18 年 11 月 14 日(区長会からは関係書類として決算報告書以外は貰っていないし見た事もない)と偽って説明』(イ) 実態は懇親会であるのに項目を偽って、会議費と記載し(ウ) 市長、議長、職員の旅費を研修負担金と計上し(エ) バス代を項目から隠蔽して除外し(オ) 実際は現金であるのに「退職者記念品」と記するなど文書偽造、不実記載、虚偽記載を総務課員か、又は区長会監事は継続してその態様は悪質であり、責任は重大である。

上記の通り地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求します。

(2) 請求書に添付された事実を証する書面

ア 添付書類

- (ア) 平成 18 年度視察研修収支決算報告書並びに役員会費内訳
- (イ) 平成 15～17 年度詳細記録文書
- (ウ) 平成 15～18 年度補助金申請書並びに実績報告書

4 請求の審査

要件審査の結果、本件請求は、地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、平成 19 年 3 月 16 日受理し監査することを決定した。

第 2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、下記の新たな証拠の提出と本件請求にかかる補足説明を受けた。

(1) 新たな証拠の提出

市長運転手の旅行命令簿の写し及び時間外勤務命令簿の写し

(2) 陳述の実施

平成 19 年 4 月 4 日 (水) 午前 9 時～午前 10 時 つくばみらい市役所伊奈庁舎 3 階会議室

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

請求書、陳述、及び添付された事実証拠から勘案して、平成 18 年度のとくばみらい市区長会への補助金の支出が違法、不当にあたるか否かを監査対象とした。

(2) 監査対象部局

総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

3 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び関係人調査の結果、次の事項を確認した。

(1) 区長会について

当該団体は、任意団体であり規約を設け主体的に事業を展開しているものである。主な目的は市行政の円滑化と社会福祉の増進、会員相互の親睦等としている。

同団体は、昭和 43 年に集落共同体の代表（区長）によって組織化され、以来今日まで上述の趣旨をもって運営されてきており、事業と活動は市行政の末端機構の役割を担っている。

(2) 区長会への補助金について

つくばみらい市補助金交付規則（以下「補助金交付規則」とする。）に基づき、平成 18 年 7 月 31 日つくばみらい市区長会から市長に対し補助金交付申請書が提出された。平成 18 年 9 月 1 日に補助金の交付決定がなされ、区長会長に対しその旨通知されるとともに、補助金 8 1 9 , 0 0 0 円が、9 月 21 日に区長会指定の口座に振り込まれた。

また、補助金交付規則第 13 条の規定に基づき、平成 19 年 3 月 30 日つくばみらい市区長会から実績報告書、事業報告書及び収支決算報告書、領収書等と併せて市長に対し提出され、同日、補助金の額が 1 4 3 , 7 4 0 円に確定された。精算額 6 7 5 , 2 6 0 円については、平成 19 年 4 月 12 日に市に返還された。

なお、平成 18 年度収支決算報告書を見ると歳入、歳出額はそれぞれ 1 , 2 7 7 , 4 9 0 円で歳入については補助金のほか視察研修負担金として集めた 2 0 9 , 0 0 0 円や繰越金 8 9 4 , 3 2 9 円などが主なものとなっている。

(3) 役員会について

ア 実施の目的

役員会は総会に付議すべき事項、会長において必要と認めた重要な会務を審議する際開催される。又、相互に地区の情報交換の場を設けるためのものでもある。

イ 実施場所、出席者

本件役員会は、平成 18 年 8 月 10 日午後 4 時から市役所の会議室で開催した後、つくばみらい市豊体にある丸松会館という料理店にて懇親会が行われた。

出席者は市長、市職員 3 人、区長 9 人の合計 13 人であった。

ウ 内容

視察研修についての打合せを討議し、研修先、研修内容等を決定した。

エ 役員会費収支内訳

（収入の部）

役員会費	92,429円	区長会予算
祝儀・会費	10,000円	区長会長・市長
合計	102,429円	

(支出の部)

懇親会代	92,977円	丸松会館
コピー代	4,320円	役員会資料
お茶代	3,372円	
切手代	1,760円	案内通知
合計	102,429円	

オ 飲食の内容

酒代，料理代含めて請求額は92,977円である。そのうち，区長会長の祝儀5,000円及び市長の会費5,000円が含まれている。

(4) 視察研修について

ア 実施の目的

区長が視察研修を通し見聞を広め，得た経験や知識を事業の取り組みや自治活動に反映してまちづくりや市政の推進に協力を得るためのものである。

また，懇親会は寛いだ雰囲気の中で各々の区長が率直な情報交換や意見表明をする場となり，親睦を図る機会でもあるとされている。

イ 実施場所，出席者

平成18年10月27日(金)～28日(土)に実施された本件視察研修は，栃木県高根沢町土づくりセンターで研修を受けた後，宿泊先栃木県鬼怒川温泉ホテルサンシャイン鬼怒川にて懇親会が行われた。

出席者は，市長，市職員2人，区長37人の合計40人であった。

ウ 研修内容

ごみ処理問題などの環境対策の取り組みについて説明を受け，土づくりセンターの見学を行った。

エ 区長会視察研修収支決算報告書

(収入の部)

参加者負担金	185,000円	5,000円×37人
職員負担金	24,000円	12,000円×2人
祝儀	20,000円	区長会長，市長

研 修 費	871,355円	区長会予算
合 計	1,100,355円	

(支出の部)

視 察 資 料 代	28,000円	700円×40人
バ ス 代	168,000円	
宿 泊 代	338,440円	宿泊 8,550円×38人 日帰り6,770円×2人
懇 親 会 代	254,535円	飲物,追加料理 145,860円 芸者,コンパニオン108,675円
昼 食 代	128,950円	1日目昼食1,260円×40人 飲物 550円×34本 2日目昼食1,575円×38人
保 険 代	8,000円	旅行傷害保険 200円×40人
有 料 道 路 代	14,120円	
拝 観 料	44,460円	東照宮拝殿1,170円×38人
車 中 賄 代	54,640円	茶菓子 21,000円 お茶等 13,120円 アルコール類20,520円
土 産 代	3,150円	高根沢町土づくりセンターへ
謝 礼 金	8,000円	運転手 5,000円 ガイド 3,000円
乗 務 員 宿 泊 代	15,000円	7,500円×2人
雑 費	35,060円	通信費等
合 計	1,100,355円	

オ 市長運転手の夕食代について

つくばみらい市職員の旅費に関する条例に基づき、旅行命令権者から10月27日(金)の旅行命令が出され17時30分から23時30分まで運転業務に従事した。その際、運転手に対し補助金から夕食代として5,930円が支出されている。

第3 監査の結果

1 合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- (1) 本件請求における平成 15 年度から同 17 年度についての措置請求については、補助金の支出行為から 1 年を経過しており、地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 2 項但し書きに規定される「正当な理由」には当たらないので却下する。
- (2) 本件請求における平成 18 年度補助金支出に係る請求人の主張には一部理由があると認める。なお、平成 18 年度の補助金支出額は 1 4 3 , 7 4 0 円であった。

以下その理由について述べる。

2 実態等調査と判断

- (1) 法第 242 条第 2 項但し書きに規定される「正当な理由」について

住民監査請求は「当該行為があった日又は終わった日」から一年を経過したときは、監査請求を行うことができない。但し「正当な理由」がある場合は監査請求期間の制限は適用されないと規定している。

「正当な理由」とは、監査請求することについて客観的障害がある場合、すなわち、財務会計上の行為が極めて秘密裡に行われ、一年を経過した後初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合などのように、客観的に期間内に住民監査請求を行うことが不可能又は著しく困難な状況にあることとされている。

したがって、「正当な理由」の有無は、特段の事情の無い限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。

本件請求人は、平成 15 年度から同 17 年度の区長会の決算報告書において項目欄に「研修費」・「役員会費」、説明欄に「視察研修」・「会議費」としか表記していないことに関して、隠蔽・秘匿の意図が窺えるのもいかがわしいと記述し、仮に期限内に情報開示を求めたとしても一般市民が事実を知り得ない状態を悪意によって維持していたと考えられるので、平成 15 年度から同 17 年度の区長会の補助金についても平成 18 年度と同様の審査を要求すると主張している。

しかしながら、区長会の予算は当該経費の費消別に分類したのではなく、当該経費によって実施しようとする事業別によって分類したものである。説明欄に関しては、費消別等詳細に記載をしなければならないものではない。また、説明欄に記載されていないからといって決算報告上不備なものとはい

えない。

なお、区長会の決算報告書は法の規定を受けるものではなく、区長会の自由裁量権のもとで編成されるものである。そして、決算報告書は区長会の総会に諮り会員の承認を得ている。総会で会員から詳しい内容等の質問があれば、説明を行っていたであろうことが想像できる。旧伊奈町の平成 17 年度以前においても町民から区長会の情報開示を求められれば、今回の請求人と同様に区長会は情報を開示したはずである。

よって、本件請求における平成 15 年度から同 17 年度についての措置請求については、特に監査請求の提起を認める相当な理由があるとは認められない。

(2) 区長会に対する補助金の交付及び区長会からの補助金返還について

イ 補助金については、議会において議決、予算化された後、補助金交付規則に基づき区長会から市長に補助金交付申請書が提出され交付されている(詳細は前記 3 , (2) のとおり) ので手続上問題はない。

ロ 法第 232 条の 2 には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助することができる」と規定されている。

「公益上必要がある」か否かは、第一次的には市長が、第二次的には議会が認定するのであるが、この認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要であると認めるものでなければならないとしている。

ハ 平成 18 年分の補助金 8 1 9 , 0 0 0 円のうち、精算額 6 7 5 , 2 6 0 円を補助金交付規則第 13 条の規定に基づく実績報告をした後、平成 19 年 4 月 12 日に返還している(詳細は前記 3 , (2) のとおり) が手続上問題はない。

ちなみに、平成 18 年度の繰越金は、8 9 4 , 3 2 9 円であった。

一般財源の確保が極めて厳しい環境が続き、今後も更に圧迫された財政運営を強いられる見通しの中、財政健全化に向けて従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行う必要がある。補助金についてもその適正化を図ることが強く求められなければならないと判断される。

(3) 区長会について

イ 区長

区長(行政協力員) は各集落及び各行政区が選出し、市長から委嘱された 209 人がその任務に当たっている。

行政は市と市民がパートナーとなって推進すべきものであって、市が実施している各種事業は地元の意見を反映させることや、地元の理解や協力が不可欠であり、行政機関にとっては市民との意思疎通のためのパイプ役が必要であり、区長制度はその機能を十分果たしていると認められる。

□ 区長会

区長会は、区長をもって組織され、市行政の円滑化と社会福祉の増進、会員相互の親睦を図ることを主な目的として規約を設け主体的に事業活動をしている。

区長会が効率的に機能すれば行政機関にとって、有意義であると認められるが、区長会の事業内容如何によっては存在価値が問われ、公益上必要がある団体と認められるかどうかの問題である。

八 区長会の事業

区長会の事業は、総会・役員会・研修が主たる事業内容である。
以下事業内容について説明する。

A 総会

定期総会を年一回開催している。

規約の制定又は変更、事業報告及び収支決算の承認、事業計画及び収支予算の事項、その他、役員会において必要と認めた事項等の決議をする機関である。

B 役員会

区長会役員は、市内 209 行政区を 10 地区に分け、各地区より選出された地区会長により構成されている。

会長 1 人、副会長 3 人、会計 3 人、監事 3 人の合計 10 人が役員構成である。

役員会は、最低年 2 回開催し総会に付議すべき事項、その他、会長において必要と認めた会務等を行っている。

C 研修

区長は行政事務の精通者というわけでもないのに、行政と市民とのパイプ役を果たすためには相応の研修が必要である。

普段は互いに特段のかかわりのない区長が一堂に会して意見交換し、交流すること自体が行政参画等に関する共通認識形成の助成となり、行政目的

に合致すると認められる。

視察研修は社会通念上の範囲内であれば上記のことからも公益上必要であることが理解できる。

しかし、視察研修の研修先及び運賃、宿泊料等は社会通念上の範囲でなければならず、その内容如何によっては不当となる場合もあると判断される。また、研修先が日帰り可能の距離であれば強いて宿泊する必要はないと思われる。

研修は多数の区長が参加できるような事業内容にして、より少ない費用で効率的なものでなければならない。

視察研修が市民から、区長会の幹部及び区長、市職員による宴会旅行と疑われるようなものであってはならないと判断される。

3 審査結果

(1) 役員会について

本件役員会は、平成 18 年 8 月 10 日午後 4 時から市役所の会議室で開催し、視察研修について研修先、研修内容を討議し決定した。その後、つくばみらい市豊体にある丸松会館という料理店にて懇親会が行われた。

出席者は区長 9 人、市側から市長、総務課職員 3 人の合計 13 人であった。

飲食代については、酒代、料理代で 92,977 円を支払ったが、そのうち 10,000 円については、区長会長の祝儀及び市長の会費から充てている。総支払額 92,977 円から祝儀及び会費の 10,000 円を控除し、参加者 13 人で割ると一人当たりの費用は 6,382 円となる。

懇親会の目的は、役員の顔合わせ的懇親で役員同士が区長会の運営や地区の諸問題を話し合い、役員が市長や職員に対して諸問題を相談し、行政の抱えている諸問題等を役員が理解する場でもあるとも認識される。

しかしながら、この懇親会は正規の会議が終了した後において行われたものであり、懇親会の性格は任意の会合、いわゆる「私的会合」であったともいえなくもない。

飲食費は、区長会に交付した補助金から一部支払われているが、飲食費が適正支出といえるかが問題となる。懇親会が名実ともに市政にとって有益なものとして、真剣な意見交換が行われ、市民の理解が得られるものとするなら、料理や酒など出す料理屋などでの宴会は考えられないものがある。

市が行う公費の支出については、付託を受けた市民全体の奉仕者として、最少の経費で最大の効果をあげることが求められており、公費支出に値する高い公共性がなければならない。区長会役員が集まって飲食する、その場に総務課職員が参加費用を出さずに飲食する、その飲食代を公費支出することは、私的なものへ

の支出であり不当な部分があるといわざるを得ない。

参考としてではあるが、「食糧費」を支出する場合については、判例において「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、その事務に付随するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることからすると、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用は公金により支出することは許されない」（最高裁判所第3小法廷平成元年9月6日判決）とされている。

また、「行政事務及び事業の遂行上、外部の参加を求めて会合を持つ必要があり、これと同時に又は引き続いて、会合自体では不十分なところを補ったり、あるいは外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というにふさわしい節度ある会食をすることはなお食糧費の対象の範囲であるということができ、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、それに要した費用を食糧費から支出することは許されない」（大阪高等裁判所平成8年11月22日判決）とされている。

以上の場合において、社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かの判断は、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の消費及び生活水準等の諸事情を考慮して、第一次的には予算執行職員の裁量に委ねられていると解されるが、他方で、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最少の費用で最大の効果を上げるようにしなければならず（法第2条第14項）、また、その目的を達成するためには必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないとされており（地方財政法（昭和23年法律109号）第4条第1項）、このような法の趣旨を踏まえるならば、行政事務及び事業と会合との関連性、必要性のほかに、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容（金額の多寡、酒を伴ったか、芸妓・コンパニオン等がいたか）、及びその目的、効果等との均衡を得ている等から判断すべきであると解される（同旨、津地方裁判所平成16年1月15日判決）としている。

そこで、社会通念上相当の金額の適正妥当性が問題となる。参考としてではあるが、「食糧費」を支出する場合、懇談会（懇親会）の経費について最近の判例において示された基準（一人当たりの食糧費が5,000円を超える部分において裁量権の濫用があり、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱した違法な支出であるとする福岡地方裁判所平成13年3月22日判決及び津地方裁判所平成16年1月15日判決、一人当たりの食糧費が6,000円を超える部分において裁量権

の濫用があり社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱した違法な支出であるとする
大津地方裁判所平成 15 年 12 月 15 日判決等)がある。

普段から十分な意思疎通を図るべき必要があることは否定できない面もあり、
役員同士、役員と市との意見交換を行い、円滑な行政運営を図るため、その運営
について理解と協力を求めることは市の事務遂行上必要なことであり、その際に
できるだけ率直に話し合いができるように飲食を伴う懇親会を行うことは、それ
が、社会通念上の儀礼の範囲に止まるものである限り、法上許されるものと解さ
れるのが相当である。

懇親会において全く意見交換がなされなかったとはいいい難く、お互いに各地区
の情報・意見交換ができたこと、市は市政運営に資する情報を得ることができた
こと及び相互の意見交換ができたことでそれなりに意味のある有意義な懇親会
であったことが伺える。

しかしながら、懇親会は役員改選後の新たな役員の顔あわせとして、慣例的に
行われ当初から役員会終了後にその開催が予定されていたものであったことが
認められる。懇親会における意見交換の結果をまとめた文書の存在もなく、真に
意見交換がなされたかが問題である。また、公費を支出してこのような内容の飲
食を伴う意見交換会を市庁舎外において行われなければならない合理的な理由
も認め難いところでもある。

懇親会の費用を公金から支出する必要性はないといわざるを得ず、社会通念上
相当額の範囲を超えた高額な飲食を伴って、懇親会を行わなければならない合理
的な理由も存しない。

懇親会は、つくばみらい市豊体の丸松会館という料理屋で開催し、その飲食代
等の総費用は酒代、料理代で 92,977 円であった。(ちなみに、この金額は
役員会費合計 99,229 円の 93.7%に当たる)出席者は役員である区長 9
人、市側から市長、総務課職員 3 人の合計 13 人であった。

丸松会館への支払額 92,977 円から、区長会長祝儀及び市長会費の 10,
000 円を控除した額 82,977 円を 13 人で割ると、一人当たり 6,382
円(小数点以下は切捨てした)となる。

社会通念上の相当額がいくらかということになるが、前記に参考として記載し
た「食糧費」を支出する場合、懇談会(懇親会)の経費について最近の判例にお
いて示された基準(一人当たりの食糧費が 5,000 円)を超える部分において
裁量権の濫用があり、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱した違法な支出である
とする福岡地方裁判所平成 13 年 3 月 22 日の判決がある。

懇親会の社会通念上相当額は、上記の判例及び地域性、市民の理解を得られる
範囲として一人当たり 5,000 円と判断した。懇親会の出席者一人当たりの費
用は 6,382 円であることから、懇親会の社会通念上相当額一人当たり 5,0

00円を差し引くと1,382円となる。13人が出席しているので1,382円に13人を乗じた17,966円が不当支出と判断される。

(2) 視察研修について

本件視察研修の内容から判断すれば一部不適切な支出であり、必要かつ適正を欠き社会通念上許容できる金額とは認められず不当な公金の支出である。

旧伊奈町の平成17年度の視察研修は、区長118人中42人が参加し、栃木県茂木町有機物リサイクルセンター「美土里館」を視察し日帰りで実施している。

平成18年度は旧伊奈町と旧谷和原村が合併した初年度でもあり、区長同士の情報・意見交換を行う必要があることから一泊での研修が計画され、区長209人中37人のみの参加希望しかなかったことを考えれば途中で企画を練り直し、より一層有意義で効率的な研修方法を選択できたとも思われる。

視察研修の費用明細は、「前記3、事実関係の確認(4)エ 区長会視察研修収支決算報告書(支出の部)」のとおりである。

この支出中、

懇親会代の飲物、追加料理 145,860円

コンパニオン 94,500円

芸者 14,175円

昼食代128,950円中の飲物(ビール550円×34) 18,700円

車中賄代54,640円中の飲物(缶ビール4,280円×2) 8,560円

(缶チューハイ2,980円×2) 5,960円

(ワンカップ150円×40) 6,000円

以上合計293,755円は飲食代、コンパニオン代、芸者代である。

研修先の栃木県高根沢町土づくりセンターには、復命書によれば1時間20分滞在し、その後に昼食し、日光東照宮を観光、栃木県鬼怒川温泉ホテルサンシャイン鬼怒川に宿泊している。

昼食時からビールを飲み、移動のバス中でも酒類を飲み、夜の会食では通常の宿泊食事代の他に飲み物、料理を追加し、ましてやコンパニオン・芸者合わせて5人が同席しており、これらについては、参加者が一人5,000円を負担しているものの、超過分を公費で負担しなければならない根拠はどこにもない。

よって、前記役員会の懇親会の記述において、社会通念上の相当額は、判例及び地域性、市民の理解を得られる範囲として一人当たり5,000円と判断しているが、本件視察研修には当てはまらない。

その費用を公金から支出するだけの必要性はないといわざるを得ず、社会通念上許されるものではない。

ただ、視察研修の参加費用として区長の37人は5,000円、区長会長及び

市長は、祝儀として各10,000円を出している。市長祝儀については、食事代6,770円が含まれているので、その差し引いた額3,230円、区長会長祝儀10,000円、参加者負担金額185,000円(5,000×37)の合計額198,230円が飲食代、コンパニオン代、芸者代に充てられたと考えられる。したがって、飲食代、コンパニオン代、芸者代の合計額293,755円から198,230円を控除すべきである。

よって、293,755円 - 198,230円 = 95,525円が不当な支出と判断される。

なお、秘書広聴課職員(以下「市長運転手」という。)の旅行命令及び食事については、本件請求人の陳述において新たに提起された事項であるが、視察研修に同行した市長の送迎のため、市長運転手が、つくばみらい市行政組織規則に基づき、上司の職務命令により、旅行命令を受けたものである。

また、区長会から食事代が支出されていることについて触れているが、待機中であり他に移動し食事することもできず、止むを得ず別室で事務局が用意した夕食を摂ったものであり不当支出とまではいえないと判断される。

(3) 表彰費(退職記念品)について

平成18年度において表彰費の支出はない。

(4) 平成18年度の補助金143,740円との関係について

視察研修費1,100,355円、役員会費92,977円との合計額は1,193,332円である。平成18年度の区長会収支決算報告書歳出合計額は1,277,490円であり、視察研修費・役員会費支出割合は93%になる。

そして、視察研修における不当支出額は前記(2)のとおり95,525円で、役員会における不当支出額は前記(1)のとおり17,966円でありその合計額は113,491円となる。

視察研修と役員会における不当支出割合は113,491円÷1,193,332円 = 0.095となり、不当支出割合は9.5%である。

平成18年度の補助金143,740円の中には当然適正に費消されたものがある。よって、平成18年度の補助金143,740円のうち視察研修費・役員会費支出割合93%、不当支出割合9.5%を乗じた12,699円が補助金のうちの不当支出と判断した。

第4 市長に対する勧告

- 1 本件請求に係る監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるので、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講じることを勧告する。

2 措置すべき事項

つくばみらい市区長会に対する平成 18 年度の補助金 1 4 3 , 7 4 0 円のうち、区長会が不当に費消した金額は 1 2 , 6 9 9 円であるから、適切な是正を講じること。

3 措置期限

平成 19 年 7 月 9 日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

第 5 意見

本件監査請求の監査を通して次のような意見を申し添える。

- (1) 公費支出の自粛を求める社会的風潮や国民的関心は以前にも増して高まってきているところであり、現下の厳しい社会情勢においては補助金の支出も極めて厳格な執行が求められているというべきである。
- (2) 本件役員会のような懇親会に市の職員が出席する場合は、費用相当額を会費制にする等自己負担を検討し改善すべきである。
- (3) 本件視察研修のような研修に市の職員が旅行命令により同行することに関し、検討し改善すべきである。